

葛飾区の高齢者安全運転支援装置設置促進補助 制度を利用した場合の購入・設置までの流れ

- ① 最初に東京都の補助を受けて安全運転支援装置を自動車に取り付けます。東京都の補助要件、申請方法など詳しくは、4面に記載の取り扱い店舗（ディーラー・カー用品量販店等）または東京都都民安全推進本部（下部に掲載）へご確認ください。



- ② 東京都の補助を受けて装置の設置が終わりましたら、購入及び設置に係る費用の1割を葛飾区に申請します。（補助額は、千円未満切り捨て）
補助対象条件は以下のとおりです。
- ・令和3年4月1日以降に東京都安全運転支援装置設置促進事業補助金を受け、安全運転支援装置を購入及び設置した方
 - ・葛飾区に住民票がある個人で令和3年度中に70歳以上となる方
 - ・有効な運転免許証をお持ちの方



- ③ 申請方法は、葛飾区役所交通政策課（4階423番窓口）または区内各区民事務所で配布している葛飾区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書（兼委任状・支払金口座振替依頼書）に必要事項を記入し、事前に電話予約の上添付書類等とともに交通政策課窓口へ提出してください。
- ※ 添付書類等は以下のとおりです。
- ・安全運転支援装置購入及び設置に係る領収書、作業明細書
 - ・令和3年度東京都高齢者安全運転支援装置設置促進事業申込書兼誓約書（控）
 - ・補助対象者本人の運転免許証及び振込口座がわかるもの（通帳）
 - ・印鑑（スタンプ印は不可）



- ④ 申請内容を区が確認し、補助決定可否の通知をお送りします。補助決定の通知到着後、約20日後に補助金を③で葛飾区高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金交付申請書（兼委任状・支払金口座振替依頼書）に記入した口座に振込いたします。

【予約・申請担当課】※

葛飾区役所 4階423番窓口 交通政策課交通安全対策係
☎ 03-5654-8386
窓口受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時～17時

※東京都の補助については、4面に記載の区内取り扱い店舗（ディーラー・カー用品量販店等）または東京都都民安全推進本部総合推進部 交通安全課（電話03-5321-1111 内線21-799）へご確認ください。